

# 南相木村定住促進給付金についてお知らせ

村では、生活に係る経済的負担の軽減から若年層の定住人口増加を図ることを目的に、平成 30 年度から南相木村にお住まいの 19 歳から 32 歳までの方を対象に一人月額 5,000 円の定住促進給付金を交付いたします。

## 【給付金を受けることができる方（対象者）】

○住民基本台帳に登録され村内に居住している 19 歳から 32 歳までの就業されている方

※ただし次に該当する方は対象外となります。

- (1) 税法上の被扶養者
- (2) 申請後 1 年以内に転出する予定がある方
- (3) 村の奨学金等返済支援補助金制度の給付を受けている方

## 【定住促進給付金交付内容】

交付額	一人月額 5,000 円(年額 60,000 円) ※一括支払いになります。	交付期間	最長 5 年間まで
-----	---	------	-----------

## 【平成 30 年度分給付金の交付申請手続きについて】

○交付申請書(兼承諾書)及び雇用証明書を役場窓口で受取るか、村ホームページの「行政情報 → 各種申請書」からダウンロードし必要事項をご記入のうえ、役場総務課までご提出ください。

\* 申請受付期間      平成 31 年 2 月 25 日～3 月 25 日      まで

お問い合わせ先：南相木村役場 総務課 企画財政係

TEL：0267-78-2121